

令和4年4月1日

令和4年度 官公庁・自治体受託事業に係る人件費支出基準

特定非営利活動法人 事業継続推進機構

本規定は、令和4年度 官公庁・自治体受託事業に係る人件費基準について定めるものである。

1. 健保等級適用者

健保等級適用者（正職員）の算出方法は、健保等級単価計算を使用するものとする。

2. 社員単価

- | | |
|-------------------------------------|---------------|
| ①BCAO 専門家委員会 委員レベル | 1 時間12,000 円 |
| ②その他の専門家レベル（役員・主任管理者・准主任管理者） | 1 時間 10,000 円 |
| ③調査・研究員レベル（事業継続(BC)について基本的な知見を有する者） | 1 時間 5,000 円 |

※定款第6条の定めにより、この法人の目的に賛同して入会した「個人正会員」「法人正会員」を特定非営利活動促進法上の社員とする。

3. 講師謝金

- ① 大学教授クラス、弁護士、弁理士、公認会計士、医師これに準ずる者の場合
1時間につき、15,000 円とする。
- ② 大学准教授、税理士、司法書士、中小企業診断士、社会保険労務士、行政書士、ITコーディネーター等、技術士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、薬剤師等の場合
1時間につき、10,000 円とする。
- ③ その他
1時間につき、7,000 円とする。

以上